

消毒について（企業・施設事業者の方へ）

国立感染症研究所「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理（改訂2020年6月2日）」によると、高齢者施設や不特定多数が利用する施設内での消毒について下記のように推奨されております。

ただし、今後、疫学的所見や病原体に関する新たな知見の蓄積に伴い、この内容は適宜更新されます。

- ・患者が発生した際、大がかりな消毒は不要であるが、長時間の滞在が認められた場所においては、換気をし、患者周囲の高頻度接触部位などはアルコールあるいは0.05%の次亜塩素酸ナトリウムによる清拭で高頻度接触面や物品等の消毒の励行が望ましい。

- ・また、新型コロナウイルス感染症の疑いのある患者や新型コロナウイルス感染症の患者、濃厚接触者が使用した使用後のトイレは、次亜塩素酸ナトリウム（1,000ppm）、またはアルコール（70%）による清拭を実施することを推奨する。

【注意】次亜塩素酸ナトリウムは次亜塩素酸水と性質が異なります。取り扱いが異なりますのでご注意ください。

- ・急性の下痢症状などでトイレが汚れた場合には、その都度清拭する。
- ・症状のない濃厚接触者の接触物等に対する消毒は不要である。

※1 清拭（せいしき）とは拭き掃除のこと。

※2 上記の「高頻度接触面や物品等」とは、オフィスでは、患者のデスク回り、電話機、ロッカー、ドアノブ、トイレや給湯室の蛇口等が想定され、高齢者施設では、患者の利用したテーブル、いす、ベッド柵、廊下の手すり、トイレや浴室などが想定されます。

※3 消毒は清拭を基本とし、特に室内では、噴霧器などの使用はお勧めしません。

塩素系消毒剤を使用するときの注意事項

- ・衣服類は、色落ちすることがあります。
- ・金属は、サビたり変色することがあります。
- ・手指や皮膚の消毒には使用しないでください。
- ・皮膚につけたり、目に入ったりしないように注意しましょう。
- ・十分喚気しましょう。
- ・酸性の薬剤と一緒に使用すると、強毒のガスが発生します。混ぜないようにしましょう。
- ・長期保存していると薬品濃度が低下するので、早めに使用しましょう。また、冷暗所で子供の手の届かない場所に保管しましょう。
- ・使用の度ごとに薄めて使い、作り置きは避けましょう。

☆ペットボトルを使った塩素系消毒薬の作り方（0.05%・0.1%※）の場合（水でうすめて使います）

使用目的	ドアノブや手すりなどの消毒やふき取り	トイレなど汚染されやすい箇所の消毒
濃度	0.05%（500ppm）	0.1%（1000ppm）
うすめ液1ℓをつくる場合	10mℓ（キャップ2杯）（ペットボトル500mℓのキャップ）を水で1ℓに希釈	20mℓ（キャップ4杯）（ペットボトル500mℓのキャップ）を水で1ℓに希釈

※塩素系漂白剤として市販されているものの多くは、塩素濃度が5%です。

※ペットボトルは計量容器としてのみ使用し、別の容器（バケツ等）で薄めてください。

- 「感染症法に基づく消毒・滅菌の手引きについて」（厚生労働省課長通知）より抜粋
- ・0.05～0.5%（500～5,000ppm）次亜塩素酸ナトリウムで清拭，または30分間浸漬
 - ・アルコール（消毒用エタノール，70v/v%イソプロパノール）で清拭，または30分間浸漬

参考資料（引用資料）

- ・ 「新型コロナウイルス感染症に対する感染管理（改訂2020年6月2日）国立感染症研究所作成
<https://www.niid.go.jp/niid/images/epi/corona/2019nCoV-01-200305.pdf>
- ・ 厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルスの消毒・除菌方法について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/syoudoku_00001.html
- ・ 感染症法に基づく消毒・滅菌の手引き（平成30年12月27日厚生労働省健康局結核感染症課長通知）
<https://www.mhlw.go.jp/content/000548441.pdf>